

(一社) 日本拳法競技連盟 審判団規約

- 第1条 名 称
本会は(一社)日本拳法競技連盟審判団と称する。
- 第2条 所在地
本会は主たる事務局を(一社)日本拳法競技連盟(大阪府大阪市阿倍野区)に置く。
- 第3条 目 的
この規約は審判団の円滑な運営を行うことを目的とする。
- 第4条 審判団の構成
審判団は審判団役員と公認審判員を持って構成する。
- 第5条 任 期
公認審判員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 事 業
本会は「日本拳法の理念」を通して次に掲げる事業を行い、審判団の円滑な組織運営を推進する。
(1) 審判員相互の連絡に関する事
(2) 審判員資格等に関する事
(3) 競技規則に関する事(5年に1回の改定)
(4) 審判講習会に関する事
(5) 各試合の審判員派遣に関する事
(6) その他目的を達成するために必要な事業を実施する。
- 第7条 役 員
審判団に次の役員を置く
(1) 団長 1名
(2) 副団長 2名
(3) 事務局長 1名
(4) 事務局 若干名
- 第8条 役員を選出
(1) 団長は互選を持って選出し、日本拳法競技連盟会長がこれを認証し決定する。
(2) 審判団役員(副団長以下)は団長が選出し任命する。
- 第9条 役員任期
役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第 10 条 役員の仕事

- (1) 団長は、審判員を代表し審判団を統括する。
- (2) 副団長は団長を補佐し団長に事故あるとき、または団長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は本会の会計事務等処理し、必要な書類を管理すること。
- (4) 事務局は事務局長を補佐し、各所属の事務を遂行する。
- (5) 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

第 11 条 役員会

- (1) 役員会の構成は第 7 条の役員をもって構成する。
- (2) 役員会は団長がこれを招集する。
- (3) 役員会の議長は団長とする。
- (4) 役員会は定期役員会及び臨時役員会とする。定期役員会は年 1 回（9 月の総合選手権の前日を基本とする）開催する。
- (5) 臨時役員会は団長が必要と認めたとき、または、役員数の 3 分の 1 以上の請求があったとき開催する。
- (6) 議事は役員数の過半数の出席で成立する。ただしやむを得ず出席できないため委任状を提出した役員については出席者数に加えるものとする。
- (7) 議事は出席した役員数の半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 12 条 役員会の審議事項

- (1) 審判団の運営方針
- (2) 事業計画、事業報告に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) 規約の改正等に関する事項
- (5) 審判員の格付け
- (6) 審判員の講習と研修に関する事
- (7) その他必要な重要事項

第 13 条 役員会議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 役員数の現在数及び出席者数（委任状提出者含む）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録には選任された議事録署名人が議長とともに署名、押印しなければならない

第 14 条 審判員仕事

- (1) 日本拳法競技連盟が主催・共催または後援する大会における勝敗の判定を行う。
- (2) 競技規則「審判員心得」を遵守する。
- (3) 日本拳法試合者に競技規則「試合者の心得」等について指導する。

第 15 条 審判員の資格・喪失等について

- (1) 各所属の団長が推薦したる者で、成人担当審判員資格は原則 25 歳以上 4 段以上とする。少年担当審判員は原則 20 歳以上 2 段以上とする。
- (2) 審判員は毎年実施される審判講習会を必ず受講しなければならない。(受講回数は各所属で定める)
- (3) 審判員の資格は 2 年とする。次回審判員を継続する場合は「登録申請書」を所属の審判団長に提出する。
- (4) 新規審判員は審判委員の推薦を受け、新規審判推薦書を各所属の審判団長に提出しなければならない。
- (5) 審判員ユニホーム(ブレザー、ネクタイ、公認審判員証等)を着用する。
- (6) 審判員は 65 歳定年を原則とする。
- (7) 本人が退会したとき、死亡したときは審判員資格を喪失する。
- (8) 競技規則の「審判員心得」を遵守する。違反する者は審判員資格を喪失する。
- (9) 事情により退会・休職する場合は各所属に申し出ること。

第 16 条 捕捉

- (1) 成人担当審判員の資格については、各所属の団長が承認した場合 3 段位でも資格を有することができる。ただし、主審並びに全国大会クラスの審判はできない。
- (2) 定年は 65 歳を原則とするが、各所属の団長が必要と認めた場合、審判依頼の要請ができる。
- (3) その他必要な事があれば、審判団役員で連携を図り、各所属の団長が判断することができる。

第 17 条 認 定

第 15 条の資格を有する者について厳正に審査し、団長が公認審判員としてこれを認定する。

第 18 条 事務局には次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 競技規則
- (3) 役員名簿
- (4) 役員会の議事に関する書類
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類等
- (6) その他必要と思われる書類

附則 ・各所属の規模、内容等により事情がある場合は、この規約の精神を逸脱しない限りにおいて別途規約を定めることができる。

附則 ・この規約は本連盟が社団法人の認定を受けて登記をした日から施行する。

附則 ・一部改訂 令和5年7月2日